

ニッポン放送株式の売買について

2006年6月5日

村上世彰

- ・ ニッポン放送の時価総額は、保有する資産(フジテレビ株式、ポニーキャニオン株式等)の価値と比較して割安であったことに着目して、私どもは、2001年初頭から同社株式を買い付け始め、保有株式を増やしておりました。
- ・ そのような中、2004年11月と2005年1月にライブドアの堀江社長(当時)をはじめとする方々が弊社を来訪された際、同社がニッポン放送株式を5%以上取得したいという意向をお持ちであると伺いました。
- ・ ただ、当時のライブドア社の財務状況に鑑みれば、ニッポン放送株式を5%以上買い集めることは不可能だと考えており、当該意向は、ライブドアの単なる願望だとしか受け止めておりませんでした。
- ・ 私どもは、ライブドア社からもたらされた情報を基に利益をあげようとする意図はなく、2004年11月には2005年6月開催のニッポン放送定時株主総会までにフジサンケイグループがグループ再編に踏み切ることができない場合には、取締役選任議案を株主提案し、私どもの議決権を中心に他の株主の賛同を募って可決を図るという方針のもと、取締役候補者の人選作業も進めておりました。
- ・ また、2005年1月28日頃にライブドア社から外人投資家を紹介して欲しいとの連絡があったからは、ニッポン放送株式の買い付けを止めておりました。
- ・ しかしながら、上記のライブドアによる株式取得の意向は、証券取引法167条、同法施行令31条に規定するインサイダー情報としての5%以上の株式買い集め行為についての決定であると解釈されるものであり、このような情報を知った以上は、MACアセットマネジメント社の実質的なオーナーであり、非常勤取締役である私は、同社によるニッポン放送株式の買付けを停止させる義務がありました。
- ・ 十分な注意を払わずに上述の義務を怠ってしまったことは、職業として株式投資に関わる者としては失格であり、ファンド出資者の方々にご心配をお掛けするとともに、皆様をお騒がせしたことにつきまして、ここに深くお詫び申し上げます。

(参考)

証券取引法 第 167 条 第 1 項

次の各号に掲げる者(以下この条において「公開買付者等関係者」という。)であつて、第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等で証券取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの(以下この条において「上場等株券等」という。)の同項に規定する公開買付け(同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。)若しくはこれに準ずる行為として政令で定めるもの又は上場株券等の第 27 条の 22 の 2 第 1 項に規定する公開買付け(以下この条において「公開買付け等」という。)をする者(以下この条において「公開買付者等」という。)の公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後でなければ、公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の発行する株券若しくは新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券(以下この条において「特定株券等」という。)又は当該特定株券等に係るオプションを表示する第 2 条第 1 項第 10 号の 2 に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券(以下この項において「関連株券等」という。)に係る買付け等(特定株券等又は関連株券等(以下この条において「株券等」という。)の買付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)をしてはならず、公開買付け等の中止に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等に係る売付け等(株券等の売付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)をしてはならない。(以下略)

証券取引法施行令 第 31 条

法第 166 条第 6 項第 4 号及び第 167 条第 1 項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券(外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。)の発行者である会社の発行する株券、新株引受権証書、新株予約権証券、新株予約権付社債券(外国法人の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。)又はその他内閣府令で定める有価証券(以下この条において「株券等」という。)を買い集める者(その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。)が自己又は他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。)の名義をもつて買い集める当該株式に係る議決権の数(株券(外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。)については株式の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。)の合計が当該株券等の発行者である会社の総株主の議決権の数の 100 分の 5 以上である場合における当該株券等を買い集める行為(以下この条において「買集め行為」という。)とする。(以下略)